

仕 様 書

1 業務名

札幌市定山溪自然の村 野外炊事棟漏水調査及び簡易修繕業務

2 業務履行場所

札幌市定山溪自然の村（札幌市南区定山溪（豊平峡ダム下流国有林野内））

TEL：011-598-3100

3 業務対象施設

札幌市定山溪自然の村 野外炊事棟

※別紙1「位置図」、別紙2-1及び別紙2-2「関係図面」参照

4 業務履行期間等

(1) 業務履行期間

契約締結日から令和6年8月9日（金）

(2) 作業日時

ア 作業は、平日（土曜日、日曜日及び祝祭日以外）に行うこと。

イ 作業の日時については、委託者及び施設職員と協議のうえ決定すること。

5 業務内容

- (1) 札幌市定山溪自然の村の野外炊事棟における漏水発生箇所（別紙2-2参照）について調査の上、原因を特定する。なお、調査にあたっては、以下の作業によりステンレスシンクを取り外すこと。

- ・水栓の取外し（20栓） ・シンク排水管の切り離し（10か所）
- ・シーリングの除去 ・シンク化粧前板の取外し ・5連シンクの取外し

- (2) 漏水箇所を調査し原因を特定した後、破損したボールバルブ（4か所・別紙2-2参照）を交換するほか、配管等が使用可能な状態か確認し、必要な修繕を行った上で使用可能な状態に復旧する。また、漏水箇所の配管更新等の抜本的な修繕が必要な場合は、その手法を提案するとともに、費用について参考見積書を作成する。

6 提出書類

受託者は、業務終了後、以下の書類を委託者へ提出すること。

- (1) 完了届
- (2) 作業工程写真

- (3) 漏水箇所に対する抜本的な修繕手法の提案資料
- (4) 上記(3)の修繕に係る参考見積書
- (5) その他、委託者が指示するもの

7 注意事項

- (1) 受託者は、作業にあたっては、関係法令を遵守するとともに、施設の利用者及び施設の管理運営に支障を来すことのないよう十分な配慮を行うこと。また、利用者等に事故がないよう万全を期すこと。
- (2) 受託者は、作業日時等について、施設の利用状況等を事前に委託者に確認し、委託者及び施設職員と十分な打合せを行うこと。
- (3) 適切な業務の執行に努めるとともに、業務の遂行上必要な安全管理については、必要に応じて事前に委託者と打合せを行うこと。
- (4) 作業の際は、必要に応じて養生を行い、作業終了後は現状復帰を行うこと。作業に伴い備品に破損が生じた場合は、速やかに発注者、施設管理者に報告のうえ、その指示に従って修繕等を行うこと。
- (5) 作業に必要な資材、工具、機器類等については、受注者において用意すること。また、業務終了後、不用品については全て持ち帰ること。
- (6) 本業務に必要な電源・照明等は、施設の付帯設備を利用できるものとする。その他必要な仮設電源・消耗品等は、全て受託者が調達すること。
- (7) 作業場所において事故等が発生した場合は、速やかに委託者及び施設管理者に報告すること。また、受注者の不注意により発生した事故については、全て受注者が責任を負うこと。
- (8) 受注者は、作業に当たる者に名札等の身分証明を携帯させること。
- (9) 本業務で知り得た情報については、業務に必要な場合を除き、口外することのないよう留意すること。
- (10) 本業務の見積に際して対象施設の下見が必要な場合は、下記連絡先まで事前に連絡し、業務に支障のない日時を確認した上で下見を行うこと。

連絡先：札幌市定山溪自然の村 TEL：011-598-3100

- (11) この仕様書に定めのない事項については、委託者と協議しその指示に従うこと。

8 担当課

〒006-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV 北2条ビル5階
札幌市教育委員会 生涯学習部 生涯学習推進課 三井
TEL：011-211-3872 FAX：011-211-3873